

令和元年 8 月 5 日
内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、認定を受けた
「万が一の際には助け合う大規模 P2P 特約の実証」
の実証計画が公表されました。

新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて、株式会社 justInCase から、主務省庁である金融庁に対して申請された「万が一の際には助け合う大規模 P2P 特約の実証」に関する新技術等実証計画（以下「この実証計画」という。）が、令和元年 7 月 5 日に、金融庁から認定され、本日この実証計画を公表しました。

この実証計画は、実際に支払われた保険金総額を契約者数で除したものをベースとして、保険料を事後的に徴収する P2P 型保険について、本実証の仕組みが成立し得るかを検証するものです。（※ 実証計画の概要は資料1のとおりです。）

「規制のサンドボックス制度」に基づいて主務大臣から認定された実証計画は、この実証計画が8件目であり、保険分野における実証計画の認定は初めてとなります。

※ 規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房（日本経済再生総合事務局）に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。（規制のサンドボックス制度の仕組みは、資料2のとおりです。）

【問合せ先】

内閣官房 日本経済再生総合事務局(新技術等社会実装推進チーム)

担当:三浦、田邊、緒方

(03-5253-2111(内線 84834)、03-3581-0769(直通))

【主務省庁 問合せ先】

金融庁

監督局保険課(03-3506-6000(内線 5337))

総合政策局総合政策課(03-3506-6000(内線 3187))

(以上)